

## 1F2 - 3 福島第一原子力発電所 2号機 - アクセスホールカバー

### 1. 事案の概要

- ・第 12 回定期検査期間中（平成 3 年 9 月～平成 4 年 3 月）に予防保全工事としてアクセスホールカバーの取り替え（ボルト締付型のアクセスホールカバーへの取り替え）を実施した。取替工事中に、GE 社がバッフルプレートに 3 つのひびの徴候を発見したが、これらの徴候は、事前に計画されていた工事工程（グラインダ仕上げ）によって切除された。
- ・これらの徴候は、予防保全工事中に発見されたものであり、また、事前に計画された工程（グラインダ仕上げ）により対応可能であったことから、行政当局への報告は必要ないものと判断した。
- ・第 12 回定期検査終了後、GE 社に冶金分析を委託した。同分析の結果についての報告書は当社に保管されていない。
- ・以上により、本事案に関して不適切な点は認められない。

### 2. 調査の端緒

平成 14 年 6 月、当社は GE 社から以下の件について情報提供を受けた。

平成 3 年 10 月～11 月にかけて、アクセスホールカバーを取り替える際に、ひびの徴候を発見した。

平成 4 年に、取り替えられたアクセスホールカバーは冶金分析のために米国に送付された。分析後、東電に報告がなされたが、東電の要請により冶金分析結果の英語版報告書からはひび等の記載が削除された。

### 3. 調査をもとに認定した事実

#### (1) アクセスホールカバーの取り替えとひびの発見

第 12 回定期検査期間中に、当社は、予防保全工事として、同号機のアクセスホールカバーを取り替えることとし、GE 社にこれを委託した。

既設のアクセスホールカバーが取り外された後、GE 社が、取替工事の一工程として、バッフルプレートのアクセスホールカバー近接部について UT 検査を実施したところ、バッフルプレートに 3 つのひびの徴候が発見された。なお、当該検査は、既設のアクセスホールカバーを取り外す際に、ひび等がバッフルプレート側に残されることなく完全に取り除かれたことを確認する目的でなされたものである。

これらの 3 つのひびの徴候については、取替工事の工程として事前に計画されていた工程（グラインダ仕上げ）によって切除された。ひびの徴候にかかる上記の発見経緯及び事前に計画された工事工程で対応可能であったことから、これらひびの徴候について、法令・通達等に基づく行政当局

への報告は不要であると判断した。

上記 UT 検査について、GE 社は英語版報告書を作成し、確認されたひびの徴候について記載している。しかしながら、当該検査はアクセスホールカバー取替工事のなかの一工程であり、当社がこのような詳細なプロセス単位の報告書を正式書類として提出するよう求めることは一般的ではない。一方、当社は、GE 社より、アクセスホールカバー取替工事全体にわたる修理工事報告書の提出を受け、それを保管している。当該報告書には、ひびの徴候に対処した工程(グラインダ仕上げ)の施工結果について、「良好」との記載がある。ひびの徴候への対応が事前に計画された工程で可能であったため、報告書への記載は施工結果の記載で十分であった。

( 2 ) 使用前検査の受検

アクセスホールカバーの取り替えについては、平成 3 年 9 月に工事計画を届け出て、すべての工事が完了した後、平成 4 年 3 月に使用前検査に合格した。

( 3 ) 冶金分析の実施

取り外した同号機のアクセスホールカバーについては、アクセスホールカバーの溶接部を切断して取り替える最初のプラントでもあったことから、第 12 回定期検査終了後、GE 社に冶金分析の実施を委託した。

当該分析結果について、当社に報告書は保管されておらず、その詳細は不明であるが、冶金分析において確認されたひび等は、取り外されたアクセスホールカバーにおいて確認されたものであり、運転や機能等に影響を及ぼすものではないため、法令・通達等に基づく行政当局への報告は不要である。

4 . 安全性に関する判断

( 1 ) 当時の判断

バッフルプレートに確認されたひびの徴候については、取替工事の中の事前に計画された工程(グラインダ仕上げ)により切除されており、安全上の問題はない。

( 2 ) 現時点の判断

バッフルプレートに確認されたひびの徴候は上記のとおりすでに修理済みであり、また、アクセスホールカバーについては、応力腐食割れの可能性を低減する目的で、ボルト締付型に取替済みであり、安全上の問題はな

い。

#### 5 . 本事案の問題点とその背景等

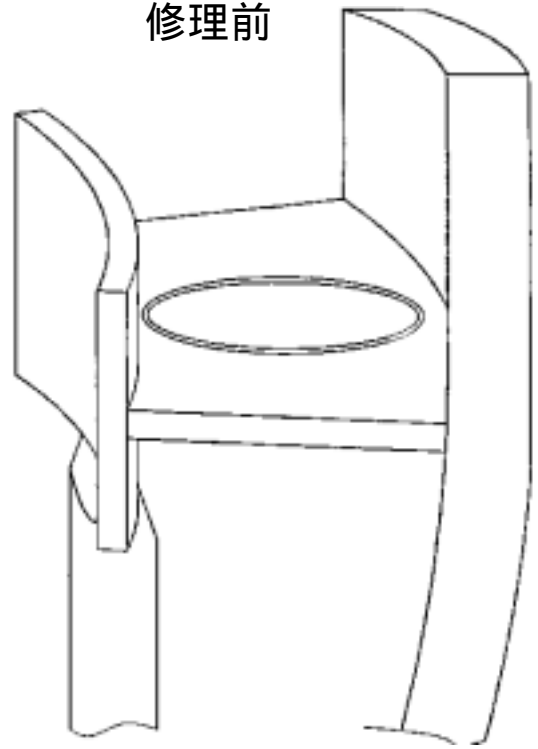
本事案に関して、不適切な点は認められない。

なお、取り外されたアクセスホールカバーの詳細分析結果について確実なフォローがなされたことが確認できないが、これについては、

- ・詳細分析に係る報告書は、現在当社に保管されていないが、文書保存期間が超過したため廃棄された可能性がある。
- ・また、GE 社が保管していた英語版報告書は、平成 4 年 11 月付であり、アクセスホールカバーの取り替えから長期間(約 1 年)経過していたため、当社が受領していても内容についての関心が高くはなかった可能性がある。

福島第一 2号機 アクセスホールカバー

修理前



修理後

